

保険金などの支払事由と支払限度などについて **重要**

- ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度 の給付対象となっている場合や医療技術などが見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。
- 同一の「先進医療」において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
- 先進医療給付金のお支払いがお支払限度に達したときは、この特約は消滅します。

生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉について

- 同一の生活習慣病を直接の原因として1日以上入院を含んで2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、退院後180日を経過して再び入院された場合は新たな入院とみなします。
- 対象となる生活習慣病は、約款別表22「対象となる生活習慣病」に定められた(1)から(5)までの5大生活習慣病となります。

<お支払いの対象となる生活習慣病>

- (1)悪性新生物 (2)糖尿病 (3)心疾患 (4)高血圧性疾患 (5)脳血管疾患
- 生活習慣病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、この特約は消滅します。

退院後療養給付特約について

- 2回以上入院され、退院後療養給付金のお支払事由に該当されても、次のいずれかの場合は1回の入院とみなし、退院後療養給付金は重複してお支払いしません。
 - ・同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合。
 - ・ガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院した場合。ただし、主契約の疾病入院給付金の支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、別の入院としてお取扱いたします。
 - ・同一のガンを直接の原因として、2回以上入院した場合。ただし、主契約のガン入院給付金の支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、別の入院としてお取扱いたします。
- 主契約の災害入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したとき、主契約の疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したとき、または退院後療養給付金のお支払回数が通算して10回に達したときは、この特約は消滅します。

3大疾病診断給付特約(03)について

- 次の場合にガン診断給付金、急性心筋梗塞診断給付金、脳卒中診断給付金をそれぞれお支払します

- ・ガン 保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて所定のガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき
(上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン、責任開始の日からその日を含めて90日以内に罹患したと診断確定された乳房の所定のガンを除きます。)
- ・急性心筋梗塞 保険期間中に、責任開始期以後の疾病により所定の急性心筋梗塞を発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。)が継続したと医師によって診断されたとき
- ・脳卒中 保険期間中に、責任開始期以後の疾病により所定の脳卒中を発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

- ガン診断給付金、急性心筋梗塞診断給付金、脳卒中診断給付金がそれぞれ1回支払われたときは、この特約は消滅します。

死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)について(終身払タイプのみ)

- このご契約は、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されておりますので、死亡保険金がお支払いの対象外となります。

そのため、死亡保険金の給付にかかわる保険料が、主契約の保険料から差し引かれています。

- この特約のみの解約はできません。

保険料払込免除について

- 次の場合に保険料のお払込みを免除します。
 - ・責任開始期以後の傷害、疾病または所定のガンによって所定の高度障害状態に該当されたとき
 - ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

- 1.1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 3.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- 4.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 5.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 6.10手指の用を全く永久に失ったもの
- 7.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 8.10足指を失ったもの

払いもどし金について

- この保険は主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険です。終身払タイプの場合…払いもどし金はありません。60歳払込満了タイプの場合…保険料払込期間満了後の払いもどし金は、死亡保険金と同額になります。(保険料払込期間満了の日までの保険料が払込まれている場合に限りです。)
- この保険の特約の払いもどし金はありません。

代理請求特約について

- 代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、保険金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

アクサ生命のデジタル約款のご案内	「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。 <ol style="list-style-type: none"> ①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。 ②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。 ※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。
-------------------------	--

	引受保険会社 アクサ生命保険株式会社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表) www.axa.co.jp/	お問合せ先・取扱募集代理店 株式会社メディパル保険サービス 生保・総合ライフプラン係 〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3-1-7 TEL 0120-663-527 (9:00～17:30 土・日・祝日を除く)
	お問合せ先 アクサ生命保険株式会社 制度推進部 【照会先】法人ビジネス業務部 〒541-0045 大阪市中央区道修町4-1-1 武田御堂筋ビル3F TEL 0120-077-093	Form No.0D2959(13.0) AXA-A1-2111-1157/9F7 2023.12.22

新 Self Guard セルフガード

終身払タイプ：手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

60歳払込満了タイプ：手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

お申込み時に保険料払込期間を選択できます!

終身払タイプ

60歳払込満了タイプ



ご利用いただけるサービスについては、アクサ生命ホームページでご確認ください。

※「アクサメディカルアシスタンスサービス」の各サービスは、各サービス提供会社が提供します。アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

終身医療保険のご案内

保険料の払込みが60歳で終了する60歳払込満了タイプも選択できます!!

メディパルグループの保険として契約するメリット

特長

1. **団体取扱による、割安な保険料。**
(退職後も同じ保険料で継続できます!)
2. **申込手続きがカンタン。**
3. **ご家族だけでもお申込みできます。**
(配偶者・子ども・父母)
4. **簡易な告知でお申込みいただけます。**
詳しくは、P.5「告知について」をご覧ください。

申込締切日：2024年3月1日(金)

ご契約日：2024年6月1日

申込書提出先：株式会社メディパル保険サービス

お問合せ先：株式会社メディパル保険サービス 生保・総合ライフプラン係
TEL 0120-663-527 (9:00～17:30 土・日・祝日を除く)

アクサ生命 お問合せダイヤル
TEL 0120-077-093 (9:00～17:00 土・日・祝日を除く)

「新 Self Guard」は、メディパルグループの役員・社員のみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定しご提案させていただいております。

推奨理由
 当社は、団体保険の一斉募集期間における医療保険のご案内につきましては、取扱い件数も多く事務精通しているアクサ生命保険株式会社の商品をおすすめします。(取扱募集代理店：株式会社メディパル保険サービス)

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ 入院保障保険(終身型 09)(60日型) <主契約>
 手術給付特約／手術補完給付特約／先進医療給付特約(12)
 3大疾病診断給付特約(03)／生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉
 退院後療養給付特約

団体名：株式会社メディパルホールディングス
 引受保険会社：アクサ生命保険株式会社

ガンによる入院をしっかりとサポート。 割安^{*1}な保険料で、一生涯の医療保障を。

*1 主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。

特長

1 保険料は…

一生涯、保険料は上がりません。
割安な保険料を実現！

主契約の保険料払込期間中は払いもどし金がありません。それにより、割安な保険料を実現しました。



2 入院は…

病気やケガで入院された場合、日帰り入院から入院給付金をお支払いします。
1入院60日限度、通算1,095日まで保障します。

ガンによる入院は、お支払日数に制限がありません。
ガンによる入院は、再発・転移の場合に備えて、お支払日数に制限がありません。

3 手術は…

公的医療保険制度の対象となっている約1,000種類の手術^{*2}を
カバーします。

手術給付特約

手術補完給付特約

*2 一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。
*3 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

4 先進医療は…

高額になりがちな「先進医療」の技術料を全額保障^{*3}します。

先進医療給付特約(12)

*3 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。



プラス

特約を付加すると、医療保障をさらに充実させることができます。

3大疾病を保障

3大疾病診断給付特約(03)

生活習慣病による入院を保障

生活習慣病入院給付特約(09)
(120日型・II型)

入院時や退院後の出費などをサポート

退院後療養給付特約

保障内容 重要 入院給付金日額5,000円の場合

●入院給付金日額を10,000円に変更した場合は、先進医療給付特約(12)以外の全ての給付金額が2倍になります。先進医療給付特約(12)は一律記載の金額となります。

	このようなときにお支払いします	お支払額	入院給付金日額 5,000円の場合		
基本プラン	入院 主契約	ガン以外の 病気 により入院したとき 日帰り入院*1から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円	一生涯保障
		ケガにより入院したとき 日帰り入院*1から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度		
		ガンにより入院したとき 日帰り入院*1から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限		
死亡 主契約	死亡したとき (60歳払込満了タイプのみ)	死亡保険金 入院給付金日額×10	5万円		
手術	手術給付特約 手術補完給付特約*2	[手術給付特約] 手術を受けたとき (対象となる手術(88種類)*3) 何度でも保障	手術給付金 手術給付金日額*4×40・20・10	手術の種類に応じて、 1回につき 20・10・5万円	一生涯保障
		[手術補完給付特約] 手術または放射線治療 (新生物根治放射線照射)を受けたとき *手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。 何度でも保障	手術補完給付金 手術補完給付金日額*4×5 放射線治療は60日に1回限度	1回につき 2.5万円	
先進医療	先進医療給付特約(12)	先進医療*5による療養を受けたとき	先進医療給付金 1回の療養につき 1,000万円限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*6	一生涯保障
		先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療一時金	1回の療養につき 15万円	
特約(I)	3大疾病 3大疾病診断給付特約(03)	ガン、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になったとき (例)脳卒中により60日以上、言語障害が継続したとき	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金 3大疾病診断給付金額 各診断給付金について1回限度	各診断給付金 それぞれ1回につき 50万円	80歳満了
特約(II)	生活習慣病 生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型)	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患 日帰り入院*1から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*4×入院日数 1入院120日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円	一生涯保障
特約(III)	退院後療養 退院後療養給付特約	退院したとき (主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存しているとき)	退院後療養給付金 退院後療養給付金日額*4×5 通算10回限度	1回につき 25,000円	一生涯保障

プラス 特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

*1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
*2 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
*3 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
*4 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。
*5 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
*6 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。

※保険金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

終身払タイプ 月払保険料表 (団体取扱) **重要** 入院給付金日額5,000円の場合

- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉・退院後療養給付特約
／保険期間・保険料払込期間：終身
- 3大疾病診断給付特約(03)／保険期間・保険料払込期間：80歳

【入院給付金日額10,000円の保険料について】

入院給付金日額10,000円の場合は、下記基本プランの保険料から110円*を引いた金額を2倍にし、110円を足した金額となります。特約I~IIIの保険料は、下記金額を2倍にしてください。
*先進医療給付特約(12)の保険料(全年齢男女一律110円) (2023年11月現在、単位：円)

契約年齢(歳)	基本プラン		特約I		特約II		特約III	
			3大疾病診断給付特約(03)		生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉		退院後療養給付特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0	1,060	1,090					190	195
1	1,055	1,090					190	200
2	1,055	1,080					190	200
3	1,050	1,080					190	205
4	1,050	1,085					195	210
5	1,050	1,095					195	210
6	1,065	1,105					200	215
7	1,075	1,130					200	215
8	1,090	1,150					200	220
9	1,105	1,175					205	225
10	1,300	1,400					205	230
11	1,325	1,430					210	235
12	1,355	1,460					210	235
13	1,380	1,490					215	240
14	1,410	1,520					220	245
15	1,440	1,550					220	250
16	1,460	1,580					225	260
17	1,490	1,610					230	265
18	1,520	1,645					235	270
19	1,550	1,670					235	275
20	1,580	1,705					240	285
21	1,625	1,745					245	285
22	1,660	1,775					250	295
23	1,695	1,810					255	300
24	1,730	1,840					260	310
25	1,770	1,875					270	315
26	1,815	1,910					275	320
27	1,855	1,935					280	320
28	1,895	1,970					285	325
29	1,935	1,995					290	325
30	1,980	2,020					300	330
31	2,035	2,050					305	335
32	2,080	2,080					315	335
33	2,135	2,115					325	340
34	2,195	2,150					335	345
35	2,245	2,185					345	350
36	2,310	2,220					355	350
37	2,365	2,270					365	355
38	2,440	2,320					375	360
39	2,505	2,370					385	365
40	2,580	2,420					400	370
41	2,655	2,490					405	375
42	2,745	2,545					420	385
43	2,825	2,610					435	390
44	2,910	2,685					450	395
45	3,000	2,760					465	400
46	3,090	2,840					480	405
47	3,200	2,915					500	415
48	3,300	3,000					515	425
49	3,395	3,085					535	430
50	3,515	3,185					560	440
51	3,630	3,275					585	455
52	3,750	3,370					610	465
53	3,880	3,480					630	475
54	4,015	3,585					660	490
55	4,165	3,705					685	505
56	4,320	3,820					715	515
57	4,475	3,950					740	530
58	4,635	4,080					770	550
59	4,810	4,215					795	570
60	4,985	4,360					825	585
61	5,155	4,510					850	605
62	5,340	4,675					870	625
63	5,530	4,845					895	640
64	5,720	5,020					925	660
65	5,920	5,210					950	680
66	6,125	5,395					975	700
67	6,335	5,590					1,010	720
68	6,555	5,785					1,040	740
69	6,775	5,980					1,070	755
70	7,005	6,180					1,090	770

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
 ※基本プランの保険料には、主契約、手術給付特約、手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。(手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。したがって、契約年齢0歳から9歳までの保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません。)
 ※終身払タイプの保険料は、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加された保険料のため、死亡保険金の保険料は含まれておりません。
 ※80歳の3大疾病診断給付特約(03)満了時には、その特約分の保険料がなくなります。

60歳払込満了タイプ 月払保険料表 (団体取扱) **重要** 入院給付金日額5,000円の場合

- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉・退院後療養給付特約
／保険期間：終身、保険料払込期間：60歳
- 3大疾病診断給付特約(03)／保険期間：80歳、保険料払込期間：60歳

【入院給付金日額10,000円の保険料について】

入院給付金日額10,000円の場合は、下記基本プランの保険料から先進医療給付特約(12)の各年齢の特約保険料を引いた金額を2倍にし、先進医療給付特約(12)の各年齢の特約保険料を足した金額となります。特約I~IIIの保険料は、下記金額を2倍にしてください。(2023年11月現在、単位：円)

契約年齢(歳)	基本プラン				特約I		特約II		特約III	
	男性	先進医療給付特約(12)の保険料		女性	3大疾病診断給付特約(03)		生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉		退院後療養給付特約	
		先進医療給付特約(12)の保険料	先進医療給付特約(12)の保険料		男性	女性	男性	女性	男性	女性
0	1,217	(117)	1,278	(118)					205	215
1	1,223	(118)	1,278	(118)					210	220
2	1,223	(118)	1,289	(119)					210	225
3	1,234	(119)	1,304	(119)					215	230
4	1,239	(119)	1,315	(120)					215	230
5	1,255	(120)	1,331	(121)					220	235
6	1,276	(121)	1,361	(121)					225	240
7	1,301	(121)	1,397	(122)					225	245
8	1,327	(122)	1,438	(123)					230	250
9	1,358	(123)	1,473	(123)					235	260
10	1,599	(124)	1,764	(124)					240	265
11	1,644	(124)	1,815	(125)					245	270
12	1,685	(125)	1,870	(125)					250	280
13	1,730	(125)	1,926	(126)					255	285
14	1,781	(126)	1,977	(127)					260	290
15	1,832	(127)	2,033	(128)					265	295
16	1,883	(128)	2,094	(129)					270	305
17	1,940	(130)	2,156	(131)					280	315
18	1,996	(131)	2,212	(132)					285	325
19	2,057	(132)	2,289	(134)					290	335
20	2,114	(134)	2,355	(135)					295	350
21	2,186	(136)	2,432	(137)					305	360
22	2,257	(137)	2,509	(139)					315	375
23	2,334	(139)	2,585	(140)					325	390
24	2,406	(141)	2,668	(143)					335	400
25	2,498	(143)	2,760	(145)					350	410
26	2,580	(145)	2,847	(147)					360	420
27	2,683	(148)	2,944	(149)					375	430
28	2,780	(150)	3,036	(151)					390	440
29	2,883	(153)	3,139	(154)					400	455
30	3,006	(156)	3,243	(158)					420	465
31	3,124	(159)	3,361	(161)					435	480
32	3,258	(163)	3,485	(165)					455	495
33	3,407	(167)	3,614	(169)					480	510
34	3,561	(171)	3,768	(173)					500	525
35	3,725	(175)	3,928	(178)					520	545
36	3,905	(180)	4,103	(183)					550	565
37	4,111	(186)	4,304	(189)					575	585
38	4,327	(192)	4,525	(195)					610	610
39	4,563	(198)	4,762	(202)					640	635
40	4,831	(206)	5,040	(210)					675	665
41	5,130	(215)	5,338	(218)					720	700
42	5,458	(223)	5,683	(228)					760	740
43	5,819	(234)	6,064	(239)					815	780
44	6,236	(246)	6,491	(251)					870	830
45	6,700	(260)	6,980	(265)					940	880
46	7,235	(275)	7,542	(282)					1,015	945
47	7,843	(293)	8,191	(301)					1,105	1,015
48	8,545	(315)	8,948	(323)					1,205	1,100
49	9,390	(340)	9,844	(349)					1,330	1,200
50	10,371	(371)	10,894	(379)					1,480	1,325
51	11,588	(408)	12,204	(419)					1,660	1,475
52	13,115	(455)	13,843	(468)					1,885	1,660
53	15,081	(516)	15,956	(531)					2,180	1,905
54	17,713	(598)	18,760	(615)					2,565	2,230
55	21,362	(712)	22,673	(733)					3,100	2,685
56										
57										
58										
59										
60										
61										
62										
63										
64										
65										
66										
67										
68										
69										
70										

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
 ※基本プランの保険料には、主契約、手術給付特約、手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。(手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。したがって、契約年齢0歳から9歳までの保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません)

ご契約のお取扱い **重要**

ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日：2024年6月1日
- 保障が始まる日(責任開始期)：2024年6月1日
- このご契約には、団体取扱(第1種)特約条項で定める「第1回保険料を団体から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が適用されますので、上記ご契約日より保険契約上の責任(保障)が開始されます。
- ※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただけます。

お申込み資格および取扱範囲について

- お申込み資格
ご契約者：メディパルグループの役員・社員
被保険者：ご契約者本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族(子ども・父母)で、下記のご年齢の方とします。
【**終身払タイプ**】ご契約日における満年齢が0歳から70歳までの方 【**60歳払込満了タイプ**】ご契約日における満年齢が0歳から55歳までの方
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。
- 取扱範囲
「入院給付金日額 5,000円」「入院給付金日額 10,000円」よりお選びください。
※契約年齢14歳以下の方は「入院給付金日額 10,000円」のご契約はできません。
※手術補完給付特約は契約年齢9歳以下の方、生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉は契約年齢2歳以下の方、3大疾病診断給付特約(03)は契約年齢2歳以下の方はお申込みいただけません。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

- ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
- イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
- ウ. 申込日現在、妊娠していますか

- ※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
- ※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。
- ※保険金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限りです。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされた場合は、保険金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、保険金などをお支払いします。

保険期間および保険料払込期間

- 【**終身払タイプ**】
- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉・退院後療養給付特約の保険期間・保険料払込期間は終身です。
- 3大疾病診断給付特約(03)の保険期間・保険料払込期間は80歳満了です。
- 【**60歳払込満了タイプ**】
- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉・退院後療養給付特約の保険期間は終身、保険料払込期間は60歳満了です。
- 3大疾病診断給付特約(03)の保険期間は80歳、保険料払込期間は60歳満了です。

保険料の払込

- 保険料は団体取扱月払とし、毎月の給与より控除します。(第1回は2024年6月の給与より控除します。)

退職後のお取扱い

- 退職後も所定の手続きにより現在と同じ保険料(集団扱)を口座振替で一生涯保障を継続することができます。

保険金などの受取人

- 死亡保険金
労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償を受ける順位と同順位(配偶者・子・父母…の順)
- 給付金など(死亡保険金を除く)
被保険者
- ※【**終身払タイプ**】は死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されているため、死亡保険金はありません。

税務のお取扱い (2023年10月現在)

- 死亡保険金
ご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。
被保険者がご契約者本人の場合の死亡保険金は受取人が法定相続人であれば「500万円×法定相続人数」の金額まで非課税となります。(相続税法第12条)
被保険者が配偶者・子どもの場合の死亡保険金は受取人がご契約者であれば一時所得として課税されます。(所得税法第34条)
- 給付金など(死亡保険金を除く)
非課税です。(所得税基本通達9-21)
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)
- ※【**終身払タイプ**】は死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されているため、死亡保険金はありません。

代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の保険金などの受取人が保険金などを請求できない所定の事情があるときに、保険金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、保険金などを請求することができます。

- ①死亡保険金の受取人
 - ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)
 - ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)
- ※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

保険金などの支払事由と支払限度などについて **重要**

保障内容とお支払事由

		お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
主契約	入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉	災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…60日 通算…1,095日
		疾病入院給付金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…60日 通算…1,095日
		ガン入院給付金	所定のガンにより1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…支払日数無制限 通算…支払日数無制限
		死亡保険金(60歳払込満了タイプのみ)	死亡されたとき	入院給付金日額×10	—
特約	手術給付特約	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき	手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×40・20・10(手術の種類に応じて)	一部の手術を除きお支払限度はありません*1
	手術補完給付特約	手術補完給付金	治療を直接の目的として、所定の手術または所定の放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けられたとき(ただし、手術給付特約の手術給付金が支払われる場合*2を除きます。)	手術補完給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×ご契約時に定めた給付倍率(5倍)	お支払限度はありません
	先進医療給付特約(12)	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けられたとき(ただし、先進医療にかかる技術料*3が「0」の場合を除きます。)	先進医療にかかる技術料*3と同額	1回の療養につき1,000万円、 通算2,000万円
		先進医療一時金	先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき	1回の療養につき15万円	—
	生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉	生活習慣病入院給付金	所定の生活習慣病により1日以上入院されたとき	生活習慣病入院給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×入院日数	1入院……120日 通算……1,095日
	退院後療養給付特約	退院後療養給付金	主契約の災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金の支払われる入院をされ、その退院時に生存されているとき	入院1回につき退院後療養給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×5	通算10回
3大疾病診断給付特約(03)	ガン診断給付金	所定のガンと診断されたとき	3大疾病診断給付金額	各診断給付金について1回	
	急性心筋梗塞診断給付金	所定の急性心筋梗塞を発病し、所定の状態が継続したとき			
	脳卒中診断給付金	所定の脳卒中を発病し、所定の状態が継続したとき			

- *1 一部の手術(ファイバースコープによる手術など)は60日に1回のみのお支払いとなります。
 - *2 60日に1回の給付を限度としているために手術給付金が支払われない場合を含みます。
 - *3 被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。
- 保険金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因とした場合に限りです。

主契約について

- 災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、その重複した期間については、次のとおり取扱います。
 - ・災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
 - ・災害入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金はお支払いしません。
 - ・疾病入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金がお支払される期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
 - ・災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金および疾病入院給付金はお支払いしません。
- 同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなします。
- 所定のガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。

手術給付特約について

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
- 屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)については、お支払いの対象となりません。

〈手術給付倍率表〉

対象となる手術(88種類)	手術給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	40 倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸部形成術など45種類	20 倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	10 倍

手術補完給付特約について

- 同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する複数の手術または放射線治療を受けられたときは、いずれか1つの手術または放射線治療についてのみ、手術補完給付金をお支払いします。
- 同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する手術および放射線治療を受けられたときは、手術または放射線治療いずれかについてののみ、手術補完給付金をお支払いします。
- 手術補完給付金のお支払事由に該当する手術または放射線治療と、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を同一の日に受けられた場合は、手術補完給付金はお支払いしません。
- 所定の放射線治療を受けられ手術補完給付金が支払われる場合は、その施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
- 手術補完給付金をお支払いした後に、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当することとなった場合は、手術給付金をお支払いします。この場合、手術補完給付金のお支払事由に該当しなかったものとしてお取扱いし、すでに支払われた手術補完給付金との差額があれば、その差額をお支払いします。
- 手術給付特約を解約された場合、この特約も同時に解約となります。
- 所定の手術は、治療を直接の目的とし、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限りです。(美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、治療を直接の目的とした手術には該当しません。)(対象外の手術) (1)創傷処理 (2)皮膚切開術 (3)デブリードマン (4)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 (5)外耳道異物除去術 (6)鼻内異物摘出術 (7)抜歯手術
- アクサ生命は、診療報酬点数表の改正により、手術料の算定される手術の種類が変更される場合など、この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の特約条項(手術補完給付金のお支払事由に関するもの)に限りします。)を変更することがあります。

先進医療給付特約(12)について

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづき厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」をその取り扱いが認められた保険医療機関で受けた場合を指します。
- 先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は、適宜見直しされます。
- ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や医療技術などが見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。